

『言語表現研究』（兵庫教育大学言語表現学会）

第二十七号（二〇二一年三月十五日発行）

『古事談』を受容する 『宇治拾遺物語』

— 吉備真備と伴善男、陽成院と浦嶋子の弟をめぐつて —

山口眞琴

# 『古事談』を受容する 『宇治拾遺物語』

— 吉備真備と伴善男、陽成院と浦嶋子の弟をめぐって —

山口眞琴

一 はじめに—一六五「夢買人事」とその周辺—

一六五周辺の構成状況からすれば、問題がないとは言えない。

一六一「上緒主、得<sub>レ</sub>金事」(『今昔』卷二十六13)

一六二「元輔落馬事」(『今昔』卷二十八6)

一六三「俊宣合<sub>二</sub>迷神<sub>一</sub>事」(『今昔』卷二十七42)

一六四「亀ヲ買テ放事」(『今昔』卷九13)

一六五「夢買人事」

一六六「大井光遠妹、強力事」(『今昔』卷二十三24)

一六七「或唐人、女ノ羊ニ生タル不<sub>レ</sub>知シテ殺事」(『今昔』卷

九18)

一六八「上出雲寺別当、父ノ鯰<sub>ニ</sub>成<sub>タルヲ</sub>知<sub>ナガラ</sub>殺<sub>テ</sub>食事」(『今昔』

卷二十34)

『宇治拾遺』一六五は、備中国の郡司の子で「ひきのまき人」という若い男が、「国守の御子の太郎君」が見た吉夢を取ったおかげで、朝廷より唐へ派遣されて諸々の学芸を習い伝えて帰国、ついに大臣にまで昇りつめたという話である。従来はこれを、備中国という地域や入唐・立身などの経歴において符合する吉備真備の伝記的な説話として扱うのが一般的で、小考もそれと同様の立場をとるものだが、抑も、なぜ「ひきのまき人」などと記すのか<sup>3</sup>、その原因・理由をはじめ、一六五には不明な点が多いことも確かである。例えば、『今昔物語集』(以下、『今昔』)に同話が見出せないというのも、

便宜、一六一〜一六八の説話標題を掲げてみた。括弧内には「今昔」の同話・類話を示したので、一六五にのみそれのないことが確認できる。実は、この八つの連続説話は、木村紀子氏によれば<sup>4</sup>、『宇治拾遺』の原型としての「原宇治大納言物語」(十四帖)の第十一帖(計十話)に、一五一「河原院二融公靈住事」(『今昔』卷二十七2)と一五八「陽成院妖物事」(『今昔』卷二十七5)のあとに一括存在したことになる。決め手は「今昔重出」説話であることだが、その点、唯一例外となる一六五についても、「起承転結構成」

や特徴的な用語<sup>5</sup>あるいは前話一六四との「内容的な関連性」という理由から、同じく「原大納言物語の可能性」が指摘される。はたしてその通りなのか、他方で木村氏が説く「原大納言物語」に対する「院政期末の書入れ・鎌倉中期の書入れ」、つまり「第一次・第二次拾遺」物語の可能性はないのか、なお慎重に考えたいと思うなかで、最も気になるのは、一六四と一六五がもともと「二話一類風」であったと見なされる点だ。確かに「亀ヲ買テ放事」「夢買人事」（陽明文庫下巻目録）という両話の標題も、そのことを明示するようだが、実際には一六五の本文に夢を「とる」とはあっても「買ふ」と表現されることはない。従って、その「夢買人事」という標題は、必ずしも正確なものではなく、それに引つ張られるが如く、両話の関連性を「奇妙な買ひ物」とするものも、やや強引なように思われる。

もちろん、一六五の説話内容は実質、夢の売買に関するものではない。それならなおのこと、前話と重ねるべく夢を「買ふ」となせしないのか、言語遊戯を追求するテキストだけに解せない。むしろ、一六五とは「夢解」「相撲」という技芸でつながる次の一六六の、逃亡してきた「盗人」（夢を「盗る」に通じるか）が相撲で聞こえた大井光遠の妹を「質にとりて」（さらに二回繰り返される）、かえってその強力に恐怖して捕まった、という表現との関連性が無視できない。一六五の〈備中国の夢解女〉が一六六の〈甲斐国の強力女〉に対応するのではないか。逆に一六四と一六五の間には、一類に括れるほどの強い関連性は認めにくいのだが、だからと言って、一六五の「原大納言物語の可能性」の当否が決定できるわけではない。ここではまず、一六五を中心とした説話構成がそう単純ではな

いことを押さえた上で、改めて一六三、一六四から一六五への展開をたどることにより、それらの説話連関について若干の私案を示してみたい。

## 二 亀の報恩譚から夢の立身出世譚へ

一六五の前にある一六四「亀ヲ買テ放事」は、実は一六三「俊宣合「迷神」事」との関連性が強いようである。前節に触れた一五八「陽成院妖物事」からあと、「宇治拾遺」説話は「平安京、及びその周辺の怪異、奇異、事件が続く」（新古典文学大系、一六三脚注）。その末尾の話が一六三で、それと天竺の亀による報恩譚である次の一六四とは一見、断絶するようだが、「水辺があること」（同右、一六四脚注）、「主人公が川のほとりを往還する」（新編古典文学全集、一六四脚注）という共通点でつながる。構成的には、その連繋の延長線上に、一六五が位置づけられるのではなからうか。

一六三は、三条院の八幡行幸に供奉した左京属の「くにの俊宣」《今昔》同話「邦ノ利延」が、「迷はかし神」にあったのか、長岡の寺戸から山崎に向かうあたりを終日往ったり来たりさまよったという話で、その彷徨のさまは、次のように語られる。

……長岡に寺戸と云所の程いきけるに、……日もやうくさ  
がれば、今は、山崎のわたりには行つきぬべきに、あやしう、  
おなじ長岡の辺を過ぎて、乙訓川のつらを行と思へば、又、寺  
戸の岸をのぼる。寺戸過て、又ゆきもてゆきて、乙訓川のつら  
に来て、わたるぞと思へば、又、すこし桂川をわたる。

この場面に、<sup>天竺</sup>で宝を買つたため親から錢五十貫を託された子が、「大きな川の端を行に、舟に乗りたる人あり。舟の方を見れば、舟より龜、くびをさし出し」ている様子に、何のためか尋ねたところ、龜を殺して使うのだと知り、件の錢でそれを買いとり放してやる。そして自分は仕方なく親の家へ帰つてみると、錢五十貫は転覆した舟から龜が取り戻したらしく、既に親のもとに返つていた」という一六四との「川のほとりを往還する」という共通点が見出せるわけだが（新古典文学大系は、人と錢が「循環する話」で共通するとも指摘）、両話を結びつけるのは、それだけではないようだ。前述した通り、一六三の迷神事件は「八幡」行幸の際に起こつた。その前話の「賀茂祭の使」として一条大路を渡る時に落馬した清原元輔のヲコを語る一六二との連続によつて、「賀茂」に対する「八幡」は既に十分意識されていたはずである。その石清水八幡宮でとりわけ著名な「放生会」のことが、さらに一六四の龜の「放生」を連想させると見てよいだろう。

貞觀五年（八六三）より毎年八月十五日に行われるようになった石清水八幡の放生会は、言うまでもなく宇佐八幡のそれに倣つたもので、『三宝絵』下巻、『政事要略』卷二十三、『扶桑略記』第六、『宮寺縁事抄』第十三などによれば、その起源は、養老四年（七二〇）の単人征伐の時、公軍とともに戦つた宇佐大神が、多くの殺生をした罪を減するため放生会を毎年行ふべし、と託宣したことにある。その結果、放生会がどのように行われたのかについては、次のような記述を見ることが出来る。

コレニヨリテ、諸国ニイハ、レ給ヘル所々ハ、カナラズ海辺、

川畔也、ミナ放生会ヲオコナフ。山城《前田本「社」》ノ僧俗、神社司アタヒヲモテ、オホク海人ヲヨビ、スナドリスル人ノ殺サムトスル魚ヲ買取テ、僧ヲモテ呪願セシメテ水ニハナツナリ。

〔三宝絵〕下巻・八月・二十六「八幡放生会」

傍点部のように「魚を買いとる」のが放生の本義であつたとすれば、『宇治拾遺』一六四の子が龜を買いとり放してやつた行為は、まさしくそれに叶うものであつた。右の『三宝絵』では、さらに放生の意義や功德を説示すべく、『梵網經』『六度集經』『雜寶藏經』からの引例を続ける。そのうちの「六度集經二云」と引かれる例話に注目したい。

昔、人市ニユケルニ、河亀ヲウル者アリ。是ヲミテアタヒヲ問ニ、云ニシタガヒテオホクアタヘツ。カヒ取テ、水ニ放テ、ソノ游サルヲミテ、カナシビ悦事心ニフカシ。然後、夜コノ亀来テ門ヲタ、ク。此人アヤシビテ出テ見ルニ、亀語テ云ク、「我レ思ヒキ。恩ヲウケテ身ヲマタクシ、命ヲエタリ。ムクイムト思ニアタハズ。ワツカニシレル事ヲツゲム。大水出ナムトス。トク船ヲマウケヨ」トイフ。此人アクル朝ニ宮門ニイタリテ、王ニ此ヨシヲ申サシム。コノ人サカシキ心アルニヨリテ、王此事ヲモチキテタカキ所ニウツリ給ヌルニ、洪水スデニ出タリ。王ツヒニ後ニコノ人ヲ大臣トセリ。手ヲトリテ宮ニイリ、座ヲナラベテ道ヲカタラヒ給キ。

ある人が市で河亀を買いとり水に放つてやつた。のち亀が訪ねて来て恩返しにと洪水を予告したので、宮城の王に知らせてその命を救つたところ、王はついに彼を「大臣」にとりたてて重んじた。

という話である。原拠の『六度集経』卷三・二五やそれを転載した『諸經要集』卷八、『法苑珠林』卷五十、『経律異相』卷十一などの類話では、買いつた亀のほかに蛇・狐・人が登場して、洪水の時に主人公の船に助けられたり、後半はその人から逆恨みを買い、王に密告されて獄中の身となった窮地を、再び亀たちによって救われるなど、人間の忘恩と対比させて動物の報恩が詳しく語られる。抑も、『六度集経』等の洪水説話は、『今昔』卷五19に同話が収められ、よく知られたものようだが、その発端と結末を接合したかたちの極端な縮約版としての『三宝絵』所引例話の影響も、『宝物集』卷第六には、次のように見出すことができる。

境の中の殺生をとめ、六斎日にもこの命をころさずと申は、  
羅漢ノツカイシ小沙弥、蟻子の水にながれしをば生け、邪闍長者が池の魚をたすけし、あるひは今生の命をのび、あるひは後生の資糧となりき。天竺に亀を生けし人、亀、恩をしりて侍る事ありけり。<sup>9)</sup>  
(第二種七卷本系・吉川本)

末尾の傍線部がそれであり、さらにその前文の波線部「羅漢ノツカイシ小沙弥、蟻子の水にながれしをば生け」「今生の命をのび」という話も、先掲「六度集経」からの引例に続く「雑宝藏経」からのそれに拠ったものらしい(残る「邪闍長者」の話も『三宝絵』上巻七「流水長者」をさすか。新古典文学大系、脚注参照)。もって、『三宝絵』下巻「八幡放生会」記事全体の広く流布したことが窺われるのだが、実はその記事末尾には、「若人位ヲエムト思ハゞ、放生ヲセヨ。彼亀ヲ買シムクヒヲウタガハザレ。若人命ヲノベムト思ハゞ、放生セヨ。彼蟻ヲスタクヒシカタノムベシ。」と、前記の亀

と蟻の放生譚がそれぞれの利益とともに再説される。より直接には、この部分が前掲『宝物集』に受容されたのであろうか。ともあれ、ここでは亀の放生が立身出世をもたらすという利益を典型化している点に、いまとくに注目しておきたい。

如上、八幡放生会に関連して引かれる天竺の亀報恩譚が、『宇治拾遺』の一六三と一六四の説話連続に想起されるものであるならば、それは続く一六五の「ひきのまき人」がついに「大臣」にまで昇りつめる話題にも、連想の糸として機能するように思われる。すなわち、件の洪水説話の「大臣」(原拠説話などでは「相国」)になったとの結末が、一六四から一六五に持ち越されて実現するという具合であるが、そのような関連性は、一六四に亀の放生による利益が語られていない、という事情に起因するのではないか。「原拠の冥報記等では、この奇瑞に感動、法華経書写、造寺をおこない、富貴の身となったとするす」(新古典文学大系、一六四脚注)のに対して、その後日譚を欠くところの一六四は、子に対する親の信頼は深まったであろうが、結局は亀を買った銭が戻ってきただけの中途半端な報恩譚にとどまる。『今昔』卷九13の同話が、「此レ、亀ノ命ヲ生タルノミニ非ズ、極タル孝養也。」と、無理やり孝養譚に意味づけようとするのも、それが大きな原因であらう。そうした問題を、次話とのつながりによって解消しようとしたのが「宇治拾遺」ということになる。その際、媒介的に作用したのが、前記の亀の放生＝立身出世という利益関係であったと考えられる。

### 三 吉備真備と伴善男

一六五において夢を「買ふ」とは、最初に「衣をぬぎて、女に取らせ」た国守の太郎君の行爲を指す。「ひきのまき人」はその行爲を摸倣反復したに過ぎない。實際、太郎君が吉夢を買つて帰つたあと、彼は夢解女に対して「夢はとるといふ事のあるなり。此君の御夢、我にとらせ給へ。」などと持ちかけている。やはり夢を「買ふ」として「とる」ことは、慎重に区別されていたと見るべきだろう。

されば、夢とる事は実にかしこき事也。かの夢とられたりし備中守の子は、司もなき物にてやみにけり。夢をとられざらましかば、大臣までも成なまし。されば、夢を人に聞かずまじき也といひ伝へたり。

この一六五の話末評語でも、夢を「とる」「とられる」ことへの意識は明確であり、ここでは「夢とられたりし備中守の子」のその後についても言及される。後日譚の如く補足されたものだが、それにしても「大臣」にまでなれるところを無位無官に終わったというのは、さすがに同情を禁じ得ない。はたして彼自身にその不運を防ぐ手だてがあつたかどうか。むしろ「ひきのまき人」こそ「備中守の子」の理不尽な運命に対して責めを負わねばならない、といった新たな文脈さえ認められそうである。<sup>10)</sup>

『宇治拾遺』で同じような事態は、例えば、三「鬼二瘤被取事」の「物うらやみは、すまじき事なりとぞ。」という話末評語に見ることが出来る。その評語は、隣の爺にまつわる教訓としては違和感を生じさせつつ、最初の爺の強かな賢慮への注目を促すものであつ

たが、それと同時に、次の四「伴大納言事」への連結機能をも果たしていると思しい。すなわち、伴善男の「西大寺と東大寺とをまたげて立たり」と見た吉夢に対する、妻の「そのまたこそ、裂かれんずらめ」とした拙い夢合わせへの誠めにつながるという見方である。実際、一六五の評語末尾「夢を人に聞かずまじき也といひ伝へたり。」という伝聞体の教訓は、話中、夢解の女から「あなかしこく、人に語給な」と釘を刺された「備中守の子」には当てはまらない。

一六五について、「第四話と対照的な説話。主人公ともに地方出の人物だが、善男が妻に夢を語り、失敗したのに対し、「まき人」は人の語る夢を聞いて出世した。失敗と成功、人間の運命の大きな別れ道を描く。」(新古典文学大系脚注)とあるように、その教訓は、むしろ四「伴大納言事」との対比的な連想を呼び起こす。夢の他言禁止は、高相の夢をふいにした伴善男にこそ相応しかった。

周知の通り、失敗譚としての善男の夢見説話を取めた『宇治拾遺』は、一一四に善男を真犯人とする応天門事件説話を置くことで因果関係を取り結んだが、その話末評語は次のように記される。

応天門を焼て、信の大臣におほせて、かの大臣を罪せさせて、  
一の大納言なれば、大臣にならんとかまへける事の、かへりて  
わが身罪せられけん、いかにくやしかりけむ。

とりわけ傍線部の一の大納言ゆえ「大臣」昇任を画策したことが叶わなかつたという善男の無念は、前掲の一六五評語の「夢をとられざらましかば、大臣までも成なまし。」という「備中守の子」のそれに、強いて重ねることもできなくはない。

改めて上記の「ひきのまき人」こと吉備真備と伴善男の説話状況

について言えば、二人はともに大江匡房の言談を筆録した『江談抄』に喧伝される。真備は、類聚本の第三一「吉備入唐の間の事」、同2「吉備大臣の昇進の次第」、同3「安倍仲磨歌を読む事」に登場し、そのうち最初の入唐説話は、真備の有智高才を妬み怖れる中国側が仕掛けた難題を、唐土の鬼となった安倍仲磨の助力を得て次々克服し、無事帰国を果たすというもので、およそ『吉備大臣入唐絵巻』が描くところと合致する。その末尾に示される匡房の言葉に「我が朝の高名はただ吉備大臣に在り。」とあるように、真備はまさしく日本の国家的優越を誇るヒーローとして物語られる。それに対して、『宇治拾遺』一六五の「ひきのまさき人」の夢取り説話は、そのヒーロー像の起源にネガティブな陰翳を作り出している。それは、『宇治拾遺』巻頭説話において、好色ながらも法華経読誦の美声とその大きな驍徳が礼賛される従来の道命像を、五条道祖神の無作為のもどきによつて覆したところの、従前の説話伝承に培われた伝統的權威の相対化といった営みに通じる。

他方、善男は『江談抄』の類聚本第二35「善男事に坐し承伏する事」(古本系「水言鈔」50、前田本11・12)、第三5「清和天皇の前身は僧為る事」(「水言鈔」49、前田本10)、第三7「伴大納言の本縁の事」(神田本42)、第三8「勘解由相公は伴大納言の後身なりといふ事」(水言鈔48、前田本8・9)の諸談話に取り上げられ、いずれも『古事談』に受容される。その際、例えば『古事談』巻第二50には、清和天皇前身の僧が善男との間に確執のあった話と応天門事件で逮捕された善男が子息中庸の自供を機に承伏した話を一体に採録することから、『古事談』が拠った『江談抄』は、右の二話を連

続配置する醍醐寺蔵「水言鈔」などの古本系本文であったと推定される。その「水言鈔」では、48〜50の善男説話に続く51〜54に、49で善男の後身とされた藤原有国の関係説話が置かれる。『古事談』は、善男と有国を一体的に結びつけたそこから、51の<sup>有</sup>有国が当時一<sup>双</sup>と称された藤原惟成に名簿を提出し弟子入りしたのは、「一人の<sup>ま</sup>跨に入りて、万人の首を超えむ」との思いからであった」という話を巻第二28に、続く52の<sup>有</sup>藤原兼家の後の関白として道兼を推した有国が、実際は平惟仲の推した通り関白になった道隆から憎まれて、のち除名されて父子ともに官を奪われた」という話を巻第二69に、それぞれ採録する。気性の激しい野心家ゆえに対立・波乱を招きやすい有国の人物像は、確かに善男を彷彿とさせるが、さらに『古事談』で重要なのは、後者の巻第二69に『江談抄』にない次の話題を附加したことである。

然りと雖も有国、長徳に大宰大式を拜するを以て、鎮西を經廻る時、帥内大臣下向の間、広業を使として、事において丁寧を表はし、種々の物等を供進す、と云々

これは、『采花物語』巻第五「浦く／＼の別」にある、復権して太宰大式となった有国が流罪で下向してきた伊周に厚情を示したという逸話を略述したもので、直前に記される有国が伊周の父道隆により除名・解官された往事の話とは、複雑な因縁を織り成す。旧稿では、「有国の雪辱と伊周の極まった恥辱」を示すものと解し、それが次の巻第二70における俊賢の「終身の恥」につながると思たが、その背後には、罪科・配流により運を逃す点で伊周とも共通する、有国の前身としての善男の存在感があったと思われる。善男と伊周

のつながりは、『江談抄』には見当たらないが、『古事談』においては、巻第二1の伊周配流に関する話が、前述の清和天皇前身僧との確執と応天門事件での承伏を語る同50に続けて配されるところに明らかである。その前の同49にも例の善男夢見説話があり、それが同48の平業房の夢見を平康頼が占った話と一類になることから、その後の50と51の二話は罪科・配流で括られると見てよいだろう。<sup>12)</sup>

ちなみに、『古事談』巻第二臣節を抄出した中世写本の穂久邇文庫蔵『古事談抄』<sup>13)</sup>では、『古事談』巻第二1の伊周配流説話が四六と六五に重複して置かれる(以下、当該落での算用数字は『古事談』巻第二、漢数字は『古事談抄』の説話番号)。正確に言えば、六五に51の全文が、四六にはその冒頭二行だけが記されるのだが、その原因については、撰閲家・他家の説話群から女性のそれへと橋渡し役を果たす他の記事を見つけれなかったことが推測されている。<sup>14)</sup> 51に伊周・隆家が身を寄せた中宮定子が登場することなどによるのだろう、四六は郁芳門院菖蒲根合に関する四七(52)に、六五は中宮賢子(郁芳門院の母)の前身に関する六六(90)に接続する。そこでさらに注意したいのは、四六・六五の前話とともに善男関係説話であることで、四五に夢見説話(49)が、六四に清和前身僧説話(50)が配される。要するに善男関係の連続する二話(49と50)を前後半に振り分けたわけで、そのやり方自体、善男と伊周をセットにする意識を窺わせる。加えて、六四の清和前身僧説話においては、50の後半にある応天門事件承伏の話を欠いたまま、その末尾を、50の「然れども宿業の答ふる所、事に坐す。」とは異なり、「然れども宿業の(答ふる)所か、配流と云々」と記し結ぶことで、六五の「儀

同三司の配流は……」と始まる伊周配流説話へ滑らかに連続させるなど、六四・六六のつながりを強化しようとした跡が認められる。それに対して、四五の夢見説話は、49に「然る間、善男、縁に付きて京に上り、果して大納言に至る。然れども猶ほ事に坐す。郡司の言に違はず、と云々」とある末尾を、「善男縁に付きて京上す。果たして大納言に至る。郡司が言に違はずと云々」と、傍線部の応天門事件に巻き込まれ罪を得たことを明記しない。その前文の「……必ず大位にいたるとも定めて不慮の事、出で来るべきか」という郡司の言葉も、49のそれに続く「事に坐すること有らむか」という結びを欠くことから、四五は、四四(48)の平業房の吉夢説話とは夢解的中という点でより密接する反面、四六の伊周配流説話とは距離ができてしまっている。そうした四五と六四の相違が、該話全文を記した六五に対して、四六は冒頭のみで書き止すという事態を招いたのではないか。おそらく『古事談抄』は四六の位置に別のつなぎの話を置きたかったであろう。

その問題は『江談抄』に遡らせて考えることができる。そこでの善男に関係する諸説話については既述したが、そのうち夢見説話は、古本系では最古写本の神田本(42)にあるものの、「水言鈔」などにはないため、一連の善男説話とは「本来別の場合に語られた」と見なされる。詳しくは不明だが、それがのち類聚本第三7に収められる際、同5「清和天皇の先身は僧爲る事」、同8「勘解由相公は伴大納言の後身なりといふ事」とともに善男説話群の如きを形成することになる。なお、そのなかにある同6「菅家、本は土師氏なり。子孫多しといへども官位至らざる事」は、菅原氏の出自説話という

ことで、当該の同7「伴大納言の本縁の事」につながる。夢見説話は、大伴氏の本縁説話として認識されていたと言えるだろう。

それに対して「古事談」は、既述した通り、巻第二50に「水言鈔」のような古本系『江談抄』から清和前身僧との確執と応天門事件の承伏の説話を一体に収めつつ、その前話49に神田本の如き『江談抄』からか善男の本縁に夢見説話を採って連続させた。そのことは、『古事談』が類聚本『江談抄』と同様、伴善男の挫折に関して、清和天皇の前身僧との確執と拙い夢合わせとの二つに原因を見出したことを示すのではないか。古本系『江談抄』における夢見説話のありようからすると、前者の確執原因説が本来的であったかと思われるが、ともあれ、それらに対して、後者の夢合わせ失敗原因説に一本化したのが『宇治拾遺』であった。平安貴族社会でひとときわ関心を集めた真備と善男を、『宇治拾遺』は各々違ったかたちで再現しながら、二人の接点を二六五「夢買人事」に設けたことになる。その結果として、「備中守の子」を介して呼び起こされる善男は、改めて真備の負性としての狡智を暴く役割を果たす。それは、ヒーロー真備の隠された一面をもって、既存の英雄視に一石を投ずる『宇治拾遺』らしい作業であった。

#### 四 陽成院と浦嶋子の弟

如上、「宇治拾遺」一六五に伴善男の存在が強く喚起されるのであれば、その仕掛けとしての連想の視界は、四「伴大納言事」の典拠にあたる『古事談』の夢見説話から、続く清和前身僧との確執説話

を通して、『古事談』巻第一冒頭部にも及ぶのではないか。旧稿で述べたように、「如意輪法」の修法によって先世の宿縁から自分を憎む清和天皇の「寵臣」になった善男は、『古事談』巻第一冒頭話の称徳天皇の「寵愛」を「如意輪法の験徳」で得たという法皇道鏡に重なる。その道鏡が「同じく神(天皇)になれなかった男」(新古典文学大系)としての「水江浦嶋子」(同2)に結びつくことは、『宇治拾遺』にとっても興味深い。小考冒頭に触れた木村説は、「原大納言物語」第十一帖には、一六五を含む説話群の前に一五一「河原院二融公靈住事」と一五八「陽成院妖物事」があつたと想定するが、実は後者の一五八に「浦嶋の子がおと」と名乗る「浅黄の上着たる叟」が登場する。それを文字通り浦嶋子の弟と解すれば、『古事談』巻第一冒頭話の後半、光仁天皇により道鏡が下野に配流される記事に、「同日大納言従二位弓削宿禰浄人を土佐国に配流す。是れ道鏡の舍弟なり。」と附されることは見逃せない。その道鏡の弟の存在から、浦嶋子に同じ運命をたどった弟がいても不思議ではない、と着想されたことが思われるからだ、ともあれ、『宇治拾遺』一五八の「大なる池のありける釣殿」に寝ていた番の者に捕らえられた彼は、「今昔」巻二十七五「冷泉院水精、成人形被捕語」の類話にはない名乗りをした上で、次のように社を造り齎つてほしいと嘆願した。

我はこれ、昔住し主なり。浦嶋の子がおと、也。いにしへより此所に住みて、千二百余年になる也。願はくは許し給へ。こゝに社を造ていはひ給へ。さらばいかにもまもり奉らん。

だが、番の者が「我心ひとつにてはかなはじ。この由を院へ申て

こそは」と即答を避けたので、「にくき男のいひ事かな」と怒った叟は、番の者を「三たび上ぎまへ蹴上くして、なへくくたくとなして、落つる所を、口を開きて食ひたりけり。」という。「今昔」類話の同じく捕縛された小翁が「水ノ精」らしく盥の水に溶け失せたのとは全く異なるその顛末は、「鬼」としての正体を明かしながら、ついに「神」に齋われなかつた浦嶋子の弟を語っていた。

注意したいのは、番の者が伺いを立てねばと言った「院」の存在である。それは、「今は昔、陽成院おり居させ給ての御所は、宮よりは北、西洞院よりは西、油小路よりは東にてなんありける。そこは、物すむ所にてなんありける。」という冒頭部から、退位した陽成上皇を指すとわかる。これに対して、「今昔」類話は次のように始まる。

今昔、陽成院ノ御マシケル所ハ、二条ヨリハ北、西ノ洞院ヨリハ西、大炊ノ御門ヨリハ南、油ノ小路ヨリハ東、二町ニナム住セ給ケルニ、院ノ不御サデ後ニハ、其ノ冷泉院ノ小路ヲバ開テ、北ノ町ハ人家共ニ成テ、南ノ町ニゾ池ナド少シ残テ有ケル。

其レニモ人ノ住ケル時ニ、夏比西ノ台ノ延ニ人ノ寝タリケルヲ、長三尺許有ル翁ノ来テ、寝タル人ノ顔ヲ搜ケレバ、……

傍線部にある通り、陽成上皇は既になく、怪異はその没後の出来事として語られる。後述するように、類話というよりは、むしろ異伝の關係と見るべき両話だが、とくに「宇治拾遺」一五八には生前の陽成上皇へのこだわりが窺える。そのこだわりは、もう一つの陽成院関連説話の一〇六「滝口道則、習術事」（同話「今昔」巻二十）「陽成院御代滝口、金使行語」との連繫において意味をも

つようである。その話は、宣旨により陸奥に遣わされた滝口道則が信濃国の郡司邸で男根を消すといった術を体験し、その一部を習得して内裏に伝えたというもので、冒頭に「昔、陽成院位にておはしましける時」とある通り、確かに陽成在位中の奇譚であった。しかも、末尾には「御門、此由を聞こしめして、黒戸のかたに召して、習はせ給けり。御几帳の上より、賀茂祭など渡し給けり。」と、その術を天皇自らも習得・実践したとある。「今昔」同話ではさらに、仏道に背く術を習った陽成に対する世人の非難等を加える中で、「然レバニヤ狂気ナム御マシケル。」と、外術を陽成院の「狂気」に結びつけるが、かかる認識と「宇治拾遺」が無縁だったわけではあるまい。すなわち、陽成院に関わる在位中の外術（一〇六）に、退位後の御所における怪異（一五八）を重ねることで、前後を縁取るようにその狂疾を際立たせたと思しい。

なお、一五八の浦嶋子の弟と名乗る叟は、結局、番の男を口を開けて食ってしまうが、そのことは直後にも「なべての人程なる男と見る程に、おびた、しく大に成て、この男をたゞ一口に食てけり。」と繰り返される。この重複気味の話末叙述に、『伊勢物語』第六段の「鬼はや一口に食ひてけり。」という著名な場面を積極的に想起したく思うのは、その食われた女が二条后高子、すなわち陽成院の実母にほかならないからだ。さらにその後半に女を取り返したと語られる「御兄人堀河の大臣」基経は、陽成を退位させ光孝を即位させた昭宣公その人であった。陽成院における鬼との因縁を、『宇治拾遺』は彼の出自に絡めて印象づけようとしたのだらう。

神（天皇）になれなかつた点で、『古事談』が道鏡と浦嶋子を結

びつつけたのであれば、『宇治拾遺』が陽成院と浦嶋子の弟を関わらせたのは、むしろ廢帝Ⅱ棄てられた神といった共通イメージからか。九条兼実の日記『玉葉』承安二年（一一七二）十一月二十日条に、「杖議」の関連話題として陽成退位・光孝即位に関する杖議の様子<sup>15</sup>が記されるなかで、陽成院自ら人を殺すような「暴悪無双」ゆえ、昭宣公公経は「奪<sup>16</sup>天子位授<sup>17</sup>小松天皇也」と伝える。また、慈円の『愚管抄』では、「陽成ハ八年ニテヲリサセ給ヌ。八十一マデヲハシマセド世モシラセタマハズ。」（巻第七）とまるで廢帝の如く記され、また次の光孝天皇の即位に関わっても、「陽成院御物気強、於<sup>18</sup>事勿論御事也。仍外舅昭宣公大臣以下相談シテ此御門ヲ位ニ即マイラセラル。」（巻第二）と、その物の気が光孝即位を必然化したように言及される陽成院であった。

抑も、『古事談』巻第一3の「童謡」による清和即位の予兆譚に続く同4には、陽成院の「邪氣」の具体として、神璽の筥を開けたことと宝剣を抜いたことが語られる（典拠『富家語』一八三三）。それぞれ「天皇恐懼せしめ給ひて、打ち棄てしめ給ひて」、「恐れ御してはたと打ち棄てて御したりければ」とあり、逆説的に棄てられる天皇を予告するような話だが、とくに神璽の筥を開く陽成は、同2の「玉匣を開く」浦嶋子に通じる。『宇治拾遺』は、そのように道鏡から連想された浦嶋子が狂疾の陽成院へとつながる「古事談」巻第一冒頭部を視界に収めることで、改めて陽成院が浦嶋子の弟と直接に関わりをもつ説話を配したのではないか。その際、1の末尾にある「道鏡の舍弟」の配流記事を参照した可能性が思われる。『古事談』を迂回する『宇治拾遺』の方法が看取できそうである。

もとよりその一五八が「原大納言物語」に存したとすれば、右のような『古事談』巻第一冒頭部の受容はあり得ないわけだが、その見極めもまた容易ではない。実際、一五一「河原院ニ融公靈住事」と『今昔』巻二十七2が、話末評語に至るまでほぼ同文的な一致を示すのに対して、類似はするものの種々異なり<sup>19</sup>の大きい一五八と『今昔』巻二十七5は、少なくとも源泉を共にする関係にあるとは考えられない。その点では、「原大納言物語」に一五八が一五一と並置されていたと決めつけるのも躊躇されるが、とは言え、両話が河原院・陽成院という上皇の邸宅・御所に旧主の霊が出現するという怪異譚で共通することも無視できない。そのような情況から「原大納言物語」の説話配列をめぐる判断の難しさを承知した上で、なお問うべきは、最終的に両話がかなり離れて存在することの必然的な理由<sup>20</sup>であるうと思われる。

## 五 おわりに―陽成院から後鳥羽院へ―

現行『宇治拾遺』の一五一から一五八までには、先行同話のない六つの説話が置かれ、続く一五九・一六〇にもいわゆる孤立説話が配される。詳しくは省略するが、各々連纂的なつながりが認められるそのなかで、一五八「陽成院妖物事」は、「軽率な一言が命を危くする<sup>21</sup>」といった関連性が言われる前話の一五七「或上達部、中将之時逢<sup>22</sup>召人<sup>23</sup>事」よりも、次話の一五九「水無瀬殿颯事」と引き合う磁力が強いように観察される。一五九は「後鳥羽院の御時」、水無瀬殿に夜ごと現れる光る物を、「景かた」《大神景賢か。

「一二四年没」が一人、池の「中嶋」に仰向けに寝たまま射殺したところ、気味の悪い巨大な「年古り、毛なども禿げ、しぶとげなる」<sup>(19)</sup> 颯<sup>さわ</sup>であった。という怪異譚である。それは承久の乱（一二二一年）以前の事件であるはずで、一二四二年に贈られた謚号の「後鳥羽院」は、のちの加筆とも疑われているが、ともあれ「宇治拾遺」の最も新しい事件を取り上げるその一五九に、一五八の方が引き寄せられた観さえある。一五八が「今昔」類話と違って、生前の陽成院に「だわり、自ら「浦嶋の子がおと、」と称して往古から住むこと」千二百余年になる也」という叟を登場させ、最後は「おびた、しく大に成て」鬼のように男を食ったなどと語るのは、一五九との類比を強く意識したものでなからうか。

さらには、一五八の「浦嶋の子がおと、」と一五九の水無瀬殿の「中嶋」<sup>(20)</sup> には、一種の連想関係が指摘できそうだ。一五八の「釣殿」と同じく庭池の怪異場所としての件の「中嶋」は、「和歌初学抄」などに陸奥の歌枕とされる「松が浦島」という歌言葉に結びつく。そのことを示すのが、次の『後撰和歌集』雑一・一〇九三の素性（作者は遍昭・真静とも）和歌である。

西院の後、御髪おろさせ給て、行なはせ給ける時、  
かの院の中島の松を削りて書きつけ侍ける

音に聞く松が浦島今日ぞ見るむべも心あるあまは住みけり

この海人と尼を掛けた和歌の詞書に、淳和天皇の皇后（嵯峨皇女正子内親王）が出家し修行していた時（八四二年）、西院（淳和院）の「中島の松」を削って書きつけたとあるように、庭池の中島が「音に聞く松が浦島」に見立てられたことになる。その「松が浦島」に

「浦島子を連想させるその名の神仙的なめでたさ」<sup>(21)</sup> が含意されていたかどうかは、右歌を踏まえる『源氏物語』賢木巻の贈答歌の解釈にも関わる。すなわち、出家した藤壺宮を三条邸に訪ねた源氏が「ながめかるあまの住みかと見るからにまづしほたる、松がうら島」と詠み掛け、藤壺が「ありし世のなごりだになき浦島に立ち寄る浪のめづらしきかな」と詠み返した贈答歌、とくに藤壺の返歌に浦嶋伝説の関与を容認するか否か、その判断が難しいのだが、『後撰集』「松が浦島」和歌の影響力を考えると、「浦嶋」と「中嶋」が連想的なイメージにおいてつながる可能性は認めてよいだろう。

歌枕としての「松が浦島」は架空ゆえか所在不詳のまま、時に陸奥の著名な歌枕「松島」の異称とも解される。その意味では、一帯として松島と重なる「塩竈の浦」を模したことで知られる一五一の河原院も、一五八の「浦嶋」と響き合う面がある。先の両話並置説を否定できない理由の一つでもあるが、ただ、河原院の旧主と言いつつも、宇多院に威儀を正して畏まり、恫喝されるやすぐに姿を消す一五一の源融の霊は、「たゞの人」ではない宇多院の引き立て役に過ぎず、一五八の最後に荒ぶる鬼の正体を現す浦嶋子の弟とは隔たりが大きい。その点で両話の類似性が後退するのに対して、陽成院御所の旧主として社を造り齋つてほしいと願った浦嶋子の弟は、一五九のやがて水無瀬殿の旧主となる後鳥羽院にほかならないといった寓意的な関連性には、「宇治拾遺」独特の切れ味が感じられる。一五八・一五九の両話がともに最終段階で収載された可能性も示唆されるのだが、もし仮に一五八が「原大納言物語」に存したとしても、それは一五九に前置される段階でかなり改変・整備された

と考えるのが、「穏当」であろう。

いずれにしろ、最終的に「一五八と一五九を並置させた『宇治拾遺』」には、坂本恭子氏が指摘した通り、陽成院と水無瀬殿の主である後鳥羽院を重ね見ようとする企図が窺える。その核心部分に、慈円が『愚管抄』巻第七に展開したような厳しい後鳥羽院批判があったことも疑いないだろう。そこでは、摂家将軍の廃止をもくろむ院に対して、慈円は天照大神と八幡大菩薩の意向に背くものと非難しつつ、何度も「陽成院」を例に引いて翻意を訴える。例えば、「陽成院ノヤウニヲボシマサン君ハ御タメコソアシカランズレ。」は、悪君にならぬようにとの諫めだが、「陽成院御事テイナランタメナドコソ、イヨくメデタカルベケレ。」とは、陽成を退位させた昭宣公基経のような後見として文武兼行の撰録が必要だとするもので、後者には既に後鳥羽院を陽成院の如く見なす意識が顕著である。そのような関係を「一五八と一五九の連繋に匂わせる『宇治拾遺』」は、棄てられた神（天皇）として後鳥羽院が隠岐にあることも暗示すると考えられる。その延長線上に、右に触れた社を造り斎つてほしいとの思いが、後鳥羽院のそれとして浮上するのではないか。院が没した翌年（一二四〇）、その遺書置文を下された寵臣の坊門信成・親成親子が、水無瀬殿の跡に御影堂を営み院霊を弔った。その御影堂がはるかのち十五世紀末に水無瀬神宮へと改まる。

なお、『愚管抄』では撰録の臣の存在根拠とされる基経による陽成退位は、「藤氏ノ三功」の一つとして顕彰される。その三功とは「大織冠ノ入鹿ヲ誅シ給シコト、永手大臣・百河ノ宰相ガ光仁天皇ヲヲテマイラセシ事、昭宣公ノ光孝天皇ヲ又タテ給シコト」で、あとの

二つを『古事談』巻第一冒頭部（1・5）は語っていたことになる。

撰関家礼賛を意図したような『古事談』だが、その連繋について尖鋭な解説を展開した生井真理子氏の論考は、巻第一冒頭話の藤原百川が称徳天皇を死に至らしめ光仁即位の道を拓くなど、『古事談』は「潜在的に藤原氏の皇位への干渉から連繋は始まる」と解して、編者源顕兼の「撰関家に対する強い反発」を掘り起こす。例えば、光孝即位について語る同5の末尾に、嵯峨天皇の皇子でなお帝位を望む源融に対して、基経が「皇胤たりと雖も、姓を給はり只人にて仕はれぬる人、即位の例如何」と斥けた話を加える一方で、同7には臣籍降下後、基経の推挙で帝位に即いた宇多法皇が、河原院に伴伴した京極御息所を賜りたいと言う融の亡霊に、「汝存生の時臣下為り。我れ天子為り。何ぞ漫りに此の言を出だすや。早く退き帰るべし」と答えたという説話を配することで、基経の天皇拔擢における矛盾を露出させる。とりわけ後者は、『今昔』巻二十七2と『宇治拾遺』一五一の類話と異なり、融がなお法皇の腰を抱くなど即座に退散しない点が見落とせない。また、陽成に替わった光孝天皇に関して、従前の困窮を伝える同6では、即位後に「私的な借財を公庫の物で返す」（生井論文）という不法行為を暴露することで、やはり基経による光孝即位について疑念を抱かせる。そのように「話で話を制してみせる」（同）という語りの技を見せる『古事談』は、表向き類似する『愚管抄』とは全く異質な姿勢を貫いていた。その典型が、天皇交替における基経の策謀という撰関体制の確立を物語る説話に見出されることは重要であろう。

そうした『古事談』の老獪な批判性を無化するような仕儀に及ん

だが、それを積極的に参照し受容した『宇治拾遺』であったと言える。一五九の加筆時期の問題はともあれ、現行『宇治拾遺』にとつて最終の着地点となった後鳥羽院という存在は、改めて陽成院を彷彿とさせる悪王イメージに収束させられる。

## 注

- (1) 山口眞琴「〈恥と運〉をめぐる人々―古事談と宇治拾遺物語の間」(『古事談』を読み解く)笠間書院、二〇〇八・七。
- (2) 『宇治拾遺物語』の本文、説話の標題・番号は新日本古典文学大系(陽明文庫蔵本)に拠る。
- (3) 西郷信綱『古代人と夢』(平凡社選書、一九七二)「補論一 夢を買う話」は、「ひきのまき人」という表記を「話の伝来の古さを示すものではないか」とする。これを敷衍して言えば、「宇治大納言物語」の成立から起筆する自序に、虫食いの欠字等を装うことで古色を示す『宇治拾遺』にあつて、一六五などはむしろ新しい書入れ説話と見るべきではないかと思われる。
- (4) 木村紀子『書と声わざ―『宇治大納言物語』生成の時代―』(清文堂、二〇〇五)「I部 物語集の生成」。
- (5) 注(4)の木村著書において、一六五が「原大納言物語の可塑性」を有するのは、「起承転結構成」のほか、「④下種・下人」の表現があることを理由とするが、それはおそらく「⑤冒頭句の「昔」があることの間違いであろう。一六五は「昔、備中国に郡司ありけり。」で始まる。
- (6) 小出素子「『宇治拾遺物語』の説話配列について―全巻にわたる連関表示の試み―」(『平安文学研究』67、一九八二・六)。注(3)の西郷論文は「衣をぬいで女に与えたのであるから、少なくとも彼にとつてこれはすでに夢を買いとる行為を意味しえたはず」と指摘する。また、益田勝実「大力女譚の源流」(『益田勝実の仕事』)ちくま学芸文庫、二〇〇六・五。初出一九八七)は、一六四と一六五を〈買う〉、一六五と一六六を〈のぞき見〉、一六六と一六七を〈肉親の認識〉という連想の糸を見出し、それぞれの「価値評価」が二話で逆転するところに「説話展開のダイナミズム」を認める。他方、新編日本古典文学全集『宇治拾遺物語』では、一六五の標題は「夢取る人の事」とあるのが「内容上は適切か」と注記される。
- (7) そうした説話連関は、七「龍門聖、鹿二欲替事」から八「易ノ占シテ金取出事」への展開において典型的に認められる。七は、五・六の誑惑説話との間で、究極の自己犠牲的な聖の話として対象化される一方で、次話の八とは、娘の父や旅人のもつ易の洞察力とのつながりで、龍門聖の変装を見破った狐師の観察眼を重視する読み方を可能にする。それと同様、一六五と一六六の連関も『宇治拾遺』レベルの趣向ではないかと思われる。
- (8) 『今昔』巻五19「天然亀、報人恩語」は、原拠説話・転載説話に比して、釈迦本生譚の要素を排除するなど、かなり異なった様相を示す。とくに後半部の変容が著しく、それに伴ってか、主人公が大臣にとりたてられるという結末は見えない。
- (9) 『宝物集』巻第六のこのあと、日本の亀報恩譚の代表例として、

山陰中納言に助命された亀が継母により海に落とされたその息子（のち如僧都）を助ける説話が引かれる。諸書に載る著名なものだが、種々異同が存するなかで、亀を助命・放生する場所についても一定しない。『今昔』巻十九29に「河尻」覚一本『平家物語』巻第六に「桂（のうかひ）」、『三國伝記』巻第七27に

「淀、穂積、橋、下」などあるのに対して、『宝物集』では、「わか、りける時、桂川にてあそびけるとき、鵜飼、亀をころさんとしけるをこひうけて、衣にかへて生けたりけるを……」とある。この「桂川」を明示する山陰中納言説話が、『宇治拾遺』の一六三（「……乙訓川のつらに来て、わたるぞ思へば、又、すこし桂川をわたる。」）から一六四への展開を支えた可能性もある。

(10) その意味では、注(6)の益田論文において、一六五が一六四とは「ずるい買い物」「狡知の買い」で、また一六六とは「人の秘密を盗むのぞき見」で連続すると、一六五話を負面的で非難すべきものと見るのが、参考になるだろう。

(11) 「水言鈔」をはじめとする古本系諸本は、江談抄研究会編『古本系江談抄注解』（武蔵野書院、一九七八）に拠る。

(12) 新古典文学大系『古事談』脚注は、伊周配流説話について46の「非常の赦」との連絡を、関連する48〜50のうち48の業房とは「配流の途における逐電と逮捕」が共通することを指摘する。いずれもテキスト外の情報・知識の動員によるもの。

(13) 浅見和彦ほか編『古事談抄全釈』（笠間書院、二〇一〇）に拠る。

(14) 伊東玉美「中世の『古事談』読者―日本古典文学影印叢刊所

収『古事談抄』の構成と意義―」（『文学』隔月刊5―3、二〇〇四・五）、注(13)『古事談抄全釈』所収「解説 2『古事談抄』について」（伊東玉美）等参照。そのほか『古事談抄』一二が五三・五四に、一三が五五に重複する。

(15) 注(11)『古本系江談抄注解』「水言鈔」50の「余言」。

(16) 『今昔』巻二十七5の類話にも「長三尺許ナル小翁ノ浅黄上下着タル」とある。なお、『今昔』において「浅黄上下」を着た人物は計四話に見え、「鬼」（巻二十六8「飛弾国猿神、止生贄語」と見なされ、悪しき旧家に住む「老狐」（巻二十七31「三善清行宰相、家渡語」）とされるなどの異類的な特徴を示す。そのほか『今昔』巻三十一6「賀茂祭日、一条大路立札見物翁語」の「浅黄上下着タル翁」が、賀茂祭の折に「陽成院」を騙るような札を立て見物したのを、その孫の嗜れ姿を見たい一念に感じた院が許したという例は、話末に御感への世人の不評を取り沙汰するものの、それだけに『宇治拾遺』一五八と同様、怪しい者同士引き合うような関係を窺わせて注目される。

(17) 例えば、『今鏡』うちぎき第十「敷島の打聞」冒頭の、ある男が、火影に姿の浮かんだ思い人のため急ぎ物忌すべきところを、つい怠って女を死なせてしまった」という話には、「常なき鬼に一口に食はれにけむ心憂さ、足ずりもしつべく、嘆き泣きけるほどに」と、明らかに『伊勢物語』第六段と重ね合わせた表現がなされる。『今昔』巻二十七7「在原業平中将女、被噉鬼語」では、鬼は「女ノ頭ノ限ト着タリケル衣共ト許」残して食ったとあり、むしろ「肉体の一部だけを残す殺害方法」（新古典文学

大系脚注)が常態であれば、鬼が一口に食ふ<sup>6</sup>の類は、『伊勢物語』該段をこそ想起するキーワードであったか。

(18) 注(6) 小出論文。一五八の「軽率な一言」とは、社造宮を院に伺うという番の男の言葉を指すが、それはむしろ正当な発言であったろう。

(19) 一五九には、類話として『古今著聞集』巻第十七変化603が知られる。水無瀬山の奥にある池で人を取り殺す変化を、後鳥羽院上北面の武士で水無瀬殿に祇候する源仲隆が一人で退治したという説話だが、その正体の狸は「としよりたるうばのみみみ」としてしたる形をあらはし、「毛むくむくとある物」であったという。前話602の「後鳥羽院の御時」の八条殿に出現する変化も、「見れば、ふるき狸の毛もなきにてぞ侍りける。」という正体が語られる。『宇治拾遺』一五九における颯の表象は、それらの類型に収まる。

(20) 一五九の怪異は「夜る／＼山より、から笠程なる物の光て、御堂へ飛入事侍けり。」とあるところから、池と中鳥があった具体的な場所は、水無瀬殿のうち後鳥羽院の御願寺として山側に建立された蓮華寿院と想定される。豊田裕章「水無瀬殿(水無瀬離宮)の都市史ならびに庭園史的意義」(奈良文化財研究所学報96 研究論集18『中世庭園の研究―鎌倉・室町時代―』奈良文化財研究所、二〇一六・三)、同「水無瀬離宮(水無瀬殿)の空間構成と機能について」(『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』32、二〇一九・三)等参照。

(21) 徳原茂実「清涼殿東庭の松が浦島―西本願寺本躬恒集の本文

校訂―(『和歌 解釈のパラダイム』笠間書院、一九九八・一一)。

(22) 林晃平『浦島伝説の研究』(おうふう、二〇〇二)第一章・第二節「源氏物語」と浦島伝説」には、源氏と藤壺の贈答歌に浦嶋伝説の影響を認めることへの疑問が呈される。

(23) 坂本恭子「宇治拾遺物語」の多面性―「陽成院ばげ物の事」をめぐる―(『東京女子大学日本文学』81、一九九四・三)。

(24) 後鳥羽院の隠岐配流が意識された可能性は、次の一六〇「一条棧敷屋、鬼事」の発端が「或男とまりて、傾城と臥したりけるに」とあることから、承久の乱の一因とされる院寵愛の白拍子亀菊の存在が連想喚起されるところに窺える。

(25) 生井真理子「古事談―連繫を読む―」(『同志社国文学』43、一九九六・一)。

※ 注記した以外の使用テキストは次の通り。『古事談』『今昔物語集』『三宝絵』『宝物集』『江談抄(類聚本系)』『伊勢物語』『平家物語(覚一本)』『後撰和歌集』『源氏物語』『新日本古典文学大系』『玉葉』『名著刊行会』『愚管抄』『日本古典文学大系』『三國伝記』『中世の文学』『今鏡』『今鏡全釈』『古今著聞集』『新潮日本古典集成。なお、引用に際して、一部表記を改め、傍線・傍点、省略の……、《》の稿者注などを附した。

(やまぐち まこと・兵庫教育大学)

